



くらしのフレッシュ便



相談ファイル

～ 「消費者トラブルを解決する」という業者には注意して！ ～

＜相談内容＞

「無料」のアダルトサイトをちょっと見ようとクリックしたら、いきなり 4 万円を請求された。心配になってネットで調べた探偵業者に電話で相談したら、解決に 3 万円くらいかかると言われ、ネットで申し込んだ。翌日、電話で退会の方法を説明された。そのとおりにしたが、うまくいかなかった。どうすればよいだろうか。(60 歳代、男性)

＜アドバイス＞

相談者には今回のアダルトサイトの請求は不当請求であるので、無視すればよいことを説明しました。探偵業者への調査申込みも不要だったことを話し、契約解除してはどうかと助言しました。その後、相談者から連絡があり、「探偵業者は調査に着手しているので、15,000 円は振り込むように言っている。」ということでした。センターから業者に連絡し、調査等は不要だったことや解約したいという相談者の意向を伝えたところ、無条件で解約になりました。

全国的にも「消費者トラブル解決」をうたう探偵業者等の相談が増えています。事例の他にも「出会い系サイト業者から被害金を取り戻す」とか、「未公開株の被害を取り戻す」と言って、勧誘してくる業者もいます。しかし、消費者トラブルを解決すると説明され、業者に費用を払っても、まったく解決せず、すぐに弁護士や司法書士などを紹介されるケースもあります。

「消費者トラブルを解決する」等、簡単に解決できると思わせる広告や説明を鵜呑みにして契約しないでください。探偵業法上の届出を行っている正規の探偵業者であっても、「返金請求」や「解約交渉」等の権限が与えられるものではありません。

消費者トラブルに遭ったらまずお近くの市町や県の消費生活相談窓口にご相談してください。

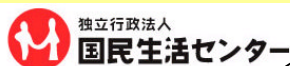


生活情報ファイル

～ 「国民生活センター」を名乗って「お知らせパンフレット」が来たら要注意！～

過去に未公開株や社債などの投資トラブルにあった人に、国民生活センターが作成したかのようなパンフレットが郵送されたという情報が国民生活センターに寄せられました。このパンフレットは国民生活センターのホームページの抜粋を掲載しながら、未公開株トラブルの被害者に偽の相談窓口で電話するように誘導する内容です。電話すると、新しい契約を勧められて、二次被害にあう可能性もあります。

パンフレットが郵送されてきたら注意して！



封筒やパンフには本物のロゴ！

- ① 郵送されてくる「独立行政法人国民生活センター～お知らせ～」と題する 12 ページのパンフレットと同封されている「年金日に気をつけてください！」というチラシは、国民生活センターが作成・郵送したものではありません。
- ② これらのパンフレットやチラシにある電話番号は、国民生活センターのものではありません。実際にかけると「国民生活センターです」と名乗りますが、国民生活センターではないので、絶対電話しないでください。特にチラシには「17 日、18 日を年金トラブル専門の無料相談日とさせていただきます」として、相談を誘っていますが、絶対電話しないでください。
- ③ このようなパンフレットが郵送されてきたら、お近くの消費生活相談窓口ご連絡してください。

＜参考＞

独立行政法人国民生活センターホームページ：

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110812_1.html

試してみよう、消費者力！第6回

Q 企画旅行（パックツアー）において、旅行内容に重要な変更が生じたときは変更内容に応じて変更補償金が支払われる。これを旅程保証制度というが、次のうち支払いの対象になるものを選びなさい。

- 1 搭乗予定の飛行機がオーバーブッキングされていた。
- 2 「皆既日食を見るツアー」に参加したが、天候が悪くて見られなかった。
- 3 旅行先でテロがあり、観光コースを回ることができなかった。
- 4 宿泊予定になっていたホテルの部屋がスタンダードルームからデラックスルームに変更になった。

【第7回消費者力検定（平成22年度実施）一般コースから】

～消費者&事業者シンポジウム2011広島～

今、消費者が消費行動を通して社会を変える「消費者市民社会」の実現が求められています。この「消費者市民社会」の実現に向けて、消費者自らによる社会への働きかけや、事業者の消費者視点にたった取組について考えるシンポジウムを開催します。

とき

平成23年9月16日（金）
13:30（開場12:30）～16:30

ところ

広島県民文化センター
広島市中区大手町1-5-3 電話：(082) 245-2311

参加申込方法

入場無料

参加希望の方は、9月12日（月）までにハガキまたは電話、FAX、Eメールにて①郵便番号②住所③氏名④年齢⑤電話番号⑥参加人数を記入して下記あて先に送付してください。聴講券を送ります。

【ハガキ】

〒730-0051 広島市中区大手町3-13-8（アシスト内）
消費者&事業者シンポジウム事務局

【電話】082-541-5888

【FAX】082-541-5889

【E-mail】forum@assistinc.co.jp

基調講演

「今求められる消費者の自立」

フリーアナウンサー 宮川 俊二 氏

1947年 愛媛県生まれ
早稲田大学第一文学部社会学専攻卒業
1970年 日本放送協会（NHK）入局
1993年 NHK退職後フリーとなりベトナムで日本語講師として充電、以降アナウンサー・キャスターとして活躍、2008年より早稲田大学非常勤講師も勤める。趣味はワインと料理。

パネルディスカッション

パネリスト

広島県消費者団体連絡協議会会長

羽倉 幸子 氏

ACAP専務理事 味の素（株）お客様相談センター

長谷川 公彦 氏

フリーアナウンサー

宮川 俊二 氏

<コーディネーター>（株）中国新聞社論説委員

木ノ元 陽子 氏

「試してみよう、消費者力！第6回」解答と解説⇒天災地変や戦乱・暴動などはこの制度の対象にならない。2は天候に影響を受けることは事前に予測でき、3は暴動に当たることから補償金は支払われない。また、4のように明らかに等級が高くなった変更については支払い対象にはならない。1は旅行会社もしくは航空会社の責任であることから支払いの対象になる。（正解—1）

発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 Tel 082-513-2731

●●市（町）消費生活センター（受信先で御自由に変わっていただいても構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町）●●市役所（町役場）○階 Tel 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として発行していますが、チラシ（A4判）としても使用できます。